

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第 1 3 号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 (第 4 条関係) 乗合自動車及び高速鉄道で使用可能な I C 証票の名称及び I C 証票発行者名 (中略)			別表第 1 (第 4 条関係) 乗合自動車及び高速鉄道で使用可能な I C 証票の名称及び I C 証票発行者名 (中略)		
I C O C A	西日本旅客鉄 道株式会社	プリペイド	I C O C A	西日本旅客鉄 道株式会社	プリペイド
スマート I C O C A					
小児用 I C O C A					
(中略)			<u>モバイル</u> I C O C <u>A</u>		
備考 <u>モバイル S u i c a</u> 及び <u>モバイル P A</u> <u>S M O</u> については、第 2 2 条及び第 2 9 条の 規定を適用しない。			小児用 I C O C A		
			(中略)		
			備考 <u>モバイル S u i c a</u> 、 <u>モバイル P A S</u> <u>M O</u> 及び <u>モバイル I C O C A</u> については、第 2 2 条及び第 2 9 条の規定を適用しない。		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和 6 年 3 月 2 9 日)

この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)